

「免職」は重すぎる？

三笠市役所の職員時代に、酒気帯び運転を理由として懲戒免職された20代の男性が、処分の取り消しを求めて市の公平委員会に申し立てを行ったとの記事を目にしました。

飲酒運転に対する処分基準は、2006年に福岡市職員が飲酒運転により幼児3人を死亡させた事故以来、厳罰化の傾向にありました。しかしその後、飲酒運転で免職となった公務員が処分取り消しを求めた裁判で自治体側が敗れるケースが全国で相次いでおり、三重県や佐賀県などでは自治体側が敗訴し確定しています。申し立てを行った職員は、公平委員会で自分の申し立てが認められない場合は裁判を起こすとしていますが、恐らく最近の裁判の動向を見て、あわよくば自分も復職できるのではないかと考えたのだらうと思います。

懲戒免職の原因となった事件は、今年の4月、自宅で飲酒した後自家用車で外出し、岩見沢市内で自損事故を起こし、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されています。

三笠市では、「職員の酒気帯び運転の場合は、免職、停職、減給のいずれかとする」としていますが、本件の事案について、市では「職員全体の信用を著しく傷つけた」として事故を起こした職員を免職にしたものです。これに対して、当該職員は「自損事故のみでの免職は重すぎる」として公平委員会に申し立てをしたというのが、一連の経緯です。

現在、道内においても処分基準の見直しの動きが出てきており、三笠市の判断が注目されるようです。

この通信をご覧になっている方の中でも、免職処分は「厳しすぎる」、「厳しくて当然」など様々なご意見があると思いますが、私自身は、飲酒運転は「悪意を以って」、つまり「やる気でやった」非常に悪質な行為であり、懲戒免職は至極当然だという立場を取っています。

一方、こうした考え方に対して、NPO自治体政策研究所の森啓理事長は「飲酒運転で記事罰を受ける職員に、行政が追い打ちをかけるように免職や停職などとするのは問題がある。厳正な処分は、不正や怠慢など職務に関して定められるべきだ（6月5日付道新）」と指摘されていますので、この問題について

もう少し考えてみたいと思います。

まず、森理事長のいい方に従うなら、刑事罰を受けた場合には、市としては免職などの重たい処分が出来ないことになってしまいます。本来は、刑事罰と行政処分は別物で、刑事罰を受けたら行政処分は行わないとか軽くするなどということは、有り得ないのではないのでしょうか。

また、「厳正な処分は職務に関したものにすべき」というのも理解し難いところです。公務員には、「職務上の義務」の他に「身分上の義務」があり、仮に職務と直接関係がない行為であっても、地域住民の行政に対する信頼、あるいは公務員に対する信頼を損なう行為を行った場合、懲戒処分の対象となるのは至極当然のことです。

処分の中でも「免職」は、経済的にも社会的にも不利益が大きい処分です。このため、飲酒運転をしたという行為と被処分者の不利益を天秤にかけ、「免職」は厳し過ぎるという考え方も出てくるのだと思います。しかし、件の職員は、「飲酒運転を行えば免職」となることは知っていたはずであり、知っていて飲酒運転をした以上、今更、厳しい処分に文句をつける筋合いではなかろうと考えます。

「飲酒運転」による交通事故は依然として後を絶たず、大きな社会問題となっています。このため、いずれの自治体においても、市民を巻き込み「飲酒運転撲滅」に取り組んでいます。こうした最中に、市民に範を示すべき市職員自らが、市の方針に反して飲酒運転をし、しかもその行為に対して市が毅然とした措置を講じないということになれば、市民の市政に対する信頼を大きく失墜させることになるでしょう。私は、その事を恐れます。

公務員の皆さんは、公務員という職業を選択した以上、仕事中はもとより、仕事を離れたところでも、より高い規範意識が求められているのだということを、自覚して頂きたいと思います。(塾頭 吉田 洋一)